

令和7年度 東濃教育事務所 学校等訪問要項

1 目的

管内の幼稚園・認定こども園、小・中学校（以下、「園・学校」と記載）が、岐阜県教育委員会の教育指導の重点等を理解し、創意ある学校経営や充実した教育実践を進められるようにする。

訪問に当たっては、東濃教育事務所の「学校訪問指導の重点」、各市教育委員会が策定した「方針と重点」から見た具体的事実を把握するとともに、教育課程や学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導・助言を行う。

2 訪問種類及び回数

(1) 園・学校

	訪問名			備考(回数等)	参考	
	区分Ⅰ		区分Ⅱ			
全学校	A	推進訪問	1	校内研究推進	年間1回（管内すべての学校が申請する） ◇外国人児童生徒支援訪問を含む。	要項⑤
希望するすべての学校	B	指導力向上訪問 ※B1～6内において、併用は可 ※主事の稼働状況により希望に添えない場合がある。 ※複数を希望する場合は優先順位を付けて申請する。 ※派遣依頼に区分Ⅱを明記する。	1	教科指導力向上支援	年間1回（「特別の教科 道徳」を含む）	要項①
			2	領域指導力向上支援	年間1回 ◇「外国語活動」は、小学校のみ該当	
			3	特別支援教育向上支援	年間1回 ◇新設学級、特新担等は積極的に活用する。通常の学級における活用も可	
			4	若手教員等の指導力向上支援	年間1回 ◇採用2年目から9年目までの教員の各教科・領域等	
			5	講師の指導力向上支援	年間1回	
			6	I C T 指導力向上支援	年間1回 ◇I C Tを活用した授業（すべての教科・領域等可）	
指定された園・学校	C	計画訪問	1	幼稚園・認定こども園	2年に1回（認定こども園は3年に1回でも可） ◇教育事務所教育支援課が計画する。 ◇市教育委員会指定園は2年連続も可とする。	別表①
			2	道徳教育	3年に1回 ◇教育事務所教育支援課が計画する。	要項②
	D	指定校等訪問 ※複数の指定を受けている場合、回数が一番多い枠とする。	1	文科省指定	年間1回以上（発表会や視察訪問も含む） ◇訪問回数については、相談の上、決定する。 ◇義務教育課等訪問となる場合もある。	別表②
			2	県教委指定		
			3	市教委指定	年間2回以内（うち1回は発表会） ◇発表年度の市教育委員会指定校のみ該当する。	
			4	東教推指定 研究推進校	年間2回以内（うち1回は中間発表会や発表会）	
			5	東教推指定 研修校	年間3回以内（うち1回は中間発表会や発表会）	
			6	東教推助成研究団体・助成登録団体会場校	年間2回（うち1回は発表会）	
			7	県教科研等会場校	年間2回（うち1回は発表会） ◇発表年度の場合のみ該当する。	

(2) その他

訪問名				備考(回数等)	参考
区分Ⅰ		区分Ⅱ			
E	市教育委員会訪問	1	計画	3回(4月、12月、2月)◇12月の訪問は希望とする。	要項③
		2	関係事業	可能な限り	
F	市教育研究会訪問			算数・数学は校種ごとに1回。他教科は可能な限り	—
G	相談・研修等訪問			可能な限り(※随時受付可) ◇同一校へ複数回訪問することも可	要項④

3 留意事項等

(1) 訪問要請について

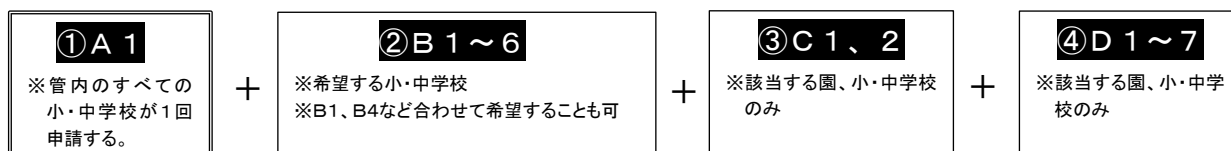
- ・ 自校の実態を踏まえ、市教育委員会と十分協議の上、訪問要請を行うようにする。

(2) 訪問指導主事数について

- ・ 1回につき1人を原則とする。
- ・ 指定校等訪問に限り、指定校担当指導主事が同行することがある。
※ただし、同行の有無は担当指導主事の派遣状況を鑑みて、東濃教育事務所教育支援課長が決定する。

(3) 訪問回数について

- ・ 園・学校は、前頁の「2 訪問種類及び回数 (1) 園・学校」を参考に、下図に示す式により訪問回数を決める。



☆「B指導力向上訪問」について、複数を希望する場合は優先順位を付ける。

例1：東濃小学校〔今年度、研究指定等を受けていない学校〕

『若手の教員で、是非指導力を付けたいので理科の主事を複数回、申請したい。』

『少しでも様々な教科の授業研を通して、授業力を向上させたい。』

- このような場合 ⇒ 国語、社会、理科など、同一教科でも複数回の申請が可能
⇒ 教科の場合、最大で4回（講師を含む場合5回）、申請することが可能

〔内訳〕

- ① A 1：「校内研究推進」で、1回申請する。（※全校研 研究教科【国語】）
- ② B 1：「教科指導力向上支援」で、1回申請する。（※例：ブロック研【国語】）
- ③ B 6：「ICT指導力向上支援」で、1回申請する。（※例：教科研【音楽】）
- ④ B 4：「若手教員等の指導力向上支援」で、1回申請する。（2～9年目までの教員がいる場合）
（※例：公開授業＋授業者との懇談【体育】）

※上記に加えて、下記の申請も可能

- ⑤ B 2：「領域指導力向上支援」で、1回申請できる。〔特別活動、総合、外国語活動（小のみ）〕

例2：東濃中学校〔今年度、市の研究指定を受けている学校〕

『市の指定を受けているので、研究や授業を充実させていきたい。』

⇒ 例1の教科分に加え「市教委指定」に係る訪問が可能となる。

〔内訳〕

- ① A 1：「校内研究推進」で、1回申請する。
- ② B 1：「教科指導力向上支援」で、1回申請する。
- ③ B 6：「ICT指導力向上支援」で、1回申請する。
- ④ B 4：「若手教員等の指導力向上支援」で、1回申請する。（2～9年目までの教員がいる場合）
※上記に加えて、「市教委指定」に係る申請ができる。
- ⑤ D 3：「市教委指定」年間2回以内（うち1回は発表会）
* 複数指定の場合は、回数が一番多い枠を活用する。また、領域の申請も可能

(4) 訪問日について

- ・ 「令和7年度東濃教育事務所カレンダー」を参考にして、訪問日を希望する。
※カレンダー記載の記号（○…学校訪問ができる日、△…半数以上の指導主事が学校訪問できる日、
▲…過半数の指導主事が学校訪問できない日、×…全指導主事が学校訪問できない日）を参考にする。
- ・ 訪問種類毎に第3希望まで記述するが、1つの訪問につき、第3希望までに「6月、10月、11月」以外の希望日を1つ以上入れる。
- ・ 担当指導主事の稼働状況により希望に添えない場合がある。

(5) 訪問日程について

- ・ 「A 推進訪問」においては、半日を原則とする。日程は、午前であれば9時以降、午後であれば1時以降の開始を原則とする。その他の訪問については、午後からの開始を原則とする。

- ・「A 推進訪問」においては、原則、校内の担当者（研究推進委員長）との懇談、全校研究授業及び授業研究会を位置付ける。
- ・「A 推進訪問」においては、研修主事との懇談を位置付ける。
- ・「A 推進訪問」においては、「日本語指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する場合」「外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談（5～15分程度）」を位置付ける。
- ・指導主事派遣申請等については、次頁【訪問に係る提出文書・提出先等】を参照する。
- ・「B 指導力向上訪問」、「C 2 道德教育計画訪問」、「D 指定校等訪問」「E 市教育委員会訪問」、「G 相談・研修等訪問」において、詳細は要項①～④を参照する。

（6）訪問手続きについて

①「令和7年度 学校等訪問要請計画表」について

※「令和7年度 学校等訪問要請計画表作成の手順」参照

- ・園・学校は、「令和7年度 学校等訪問要請計画表(以下、「要請計画表」と記載)」を令和7年4月4日(金)までに、所管する市教育委員会に提出する。
- ・各市教育委員会は、要請計画表を令和7年4月7日(月)までに、東濃教育事務所教育支援課に電子媒体で提出する。
- ・園・学校から提出された要請計画表に基づき、東濃教育事務所教育支援課と各市教育委員会との協議により訪問計画を決定し、園・学校へ通知する。

②「指導主事派遣申請書」等について

- ・市教育委員会は、「指導主事派遣申請書」等を次頁に示す要領で、東濃教育事務所教育支援課に、電子媒体で提出する。
- ・県教委指定訪問において、各市教育委員会は、東濃教育事務所教育支援課担当指導主事（以下、「担当指導主事」と記載）と連絡を密にして「指導主事派遣申請書」等を速やかに提出する。

（7）指導案等の資料提出について

- ・管理職の指導を経て、指導案等の資料を1週間前までに、東濃教育事務所教育支援課に提出する。(必要な書類がそろっていればメールでも可とする。)
- ・県教委指定訪問においては、指導案等の資料を指定された期日までに、東濃教育事務所教育支援課に提出する。(必要な書類がそろっていればメールでも可とする。)

（8）事前相談について

- ・原則1回とし、相談を希望する学校管理職からの依頼で行う。（市教育研究会（市教研）訪問についても、原則、関係管理職からの依頼で行う。）メールや電話での相談も可、実施可能であればオンラインで行う場合もある。行う場合は、1か月～2週間前までが望ましい。※主事の稼働状況によっては、受けられない場合もある。
- ・各園・学校は、指導案の作成過程のどの時点で担当指導主事と相談したいのかを研究推進委員会等で検討し、事前相談の日程を管理職が東濃教育事務所に連絡する。
- ・夏季休業中に実施する事前相談については、東濃教育事務所から別途連絡する文書により希望をとり、実施する。
- ・他の教育事務所に在籍する東濃と兼務の指導主事の場合も、東濃教育事務所に連絡し、東濃教育事務所が当該事務所に連絡した後、学校（管理職）と当該指導主事との間で調整を図る。

東濃教育事務所 教育支援課 学校教育係

〔電話：0573-26-1111（内線368、370、371、374、377）〕

〔FAX：0573-26-5806〕

【訪問に係る提出文書・提出先等】

訪問種類		提出文書・提出先	提出日及び方法
区分Ⅰ	区分Ⅱ	東濃教育事務所長	
A 推進訪問	1 校内研究推進	指導主事派遣申請書 ・区分Ⅱについても明記する。	①園・学校は申請月の <u>前月20日までに</u> 、 申請書を市教育委員会に電子媒体で提出 ↓ ②各市教育委員会は、 <u>前月25日までに</u> 、 申請書を東濃教育事務所に電子媒体で提出
B 指導力向上訪問	1 教科指導力向上		
	2 領域指導力向上		
	3 特別支援教育向上		
	4 若手教員の指導力向上		
	5 講師の指導力向上		
	6 ICT指導力向上		
C 計画訪問	1 幼稚園・認定こども園	指導主事派遣申請書 ・学校訪問のみ ・発表会・視察訪問は必要なし	文科省指定・県教委指定訪問について ①園・学校は、 <u>訪問予定日の20日前までに</u> 、申請書を市教育委員会に電子媒体で提出 ↓ ②各市教育委員会は、 <u>訪問予定日の2週間前までに</u> 、申請書を東濃教育事務所に電子媒体で提出
	2 道德教育		
D 指定校等訪問 ※1、2に関わって、各市に委託されている事業については、「訪問案内」として日程が分かるように申請をする。	1 文科省指定		
	2 県教委指定		
	3 市教委指定		
	4 東教推指定研究推進校		
	5 東教推指定研修校		
	6 東教推助成研究団体・助成登録団体会場校		
	7 県教科研等		
E 市教育委員会訪問	1 計画	—	※上記訪問事業ABCに準ずる
	2 関係事業	指導主事派遣申請書	
F 市教育研究会訪問		指導主事派遣申請書 ・市教科研主催団体から	
G 相談・研修等訪問		指導主事派遣申請書	

＜周知事項＞

「A 推進訪問」について

- ・**周知** 「外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談」は、相談したい内容に応じて時間を設定してください。特に相談したい内容がなければ5分程度です。
- ・**周知** 事前に提出する指導案等の資料は電子媒体でも可とします。ただし研究構想等、同等の内容の送付をお願いします。

「B 指導力向上訪問」について

- ・**周知** 「全校授業研究会を行わず、公開授業＋授業者との懇談のみでも可」です。また、教科・領域等についても、「授業力を向上したい・研修したい教科・領域等」でよいです。

「G 相談・研修等訪問」について

- ・**周知** 「研修支援」を行います。※例：NEW!GIFU ウェブラーニング活用研修、特別活動、健康教育相談など

「B 指導力向上訪問」「G 相談・研修等訪問」について

- ・**周知** 年度途中における新たな要請にもできる限り対応します。その場合は、所管する市教育委員会を通じて東濃教育事務所教育支援課に連絡をお願いします。

令和7年度 学校等訪問要請計画表作成の手順

- 1 東濃教育事務所ホームページからダウンロードページを選択し、「令和7年度訪問事業」をクリックする。
- 2 「令和7年度 学校等訪問要請計画表」をダウンロードする。
- 3 「令和7年度 学校等訪問要請計画表」に必要事項(色のついている部分のみ)を記入する。

市名		①		園・学校名		学校訪問予定回数		④		回	
指定の有無	文部科学省 県教育委員会指定	指定の有無	【 無 】	指定の名称	【 無 】	発表会の有無	【 無 】				
	市教育委員会指定	指定の有無	【 無 】	指定の名称	【 無 】	発表会の有無	【 無 】				
	各種団体等指定	指定の有無	【 無 】	指定の名称	【 無 】	発表会の有無	【 無 】				
学校等訪問要請計画	回数	区分Ⅰ	区分Ⅱ	各教科等		希望日		備考			
	1	③				第1希望	月 日 ()				
	2					第2希望	月 日 ()				
	3					第3希望	月 日 ()				
	4					第1希望	月 日 ()				
	5					第2希望	月 日 ()				
	6					第3希望	月 日 ()				
	7					第1希望	月 日 ()				
						第2希望	月 日 ()				
						第3希望	月 日 ()				

①「市名」「園・学校名」の記入

- ・「市名」、「園・学校名」は、ドロップダウンリストから該当する市、園・学校名を選択する。

②「指定の有無」の記入

- ・「指定の有無」、「発表の有無」は、ドロップダウンリストからどちらかを選択する。
- ・「指定の名称」は、指定がある場合のみ、正式名称を記入する。

③「学校等訪問要請計画」の記入

- ・「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」、「希望日」はドロップダウンリストから該当する訪問名や期日等を選択する。
- ・「各教科等」は、該当する教科や領域を必ず記入する。
- ・「希望日」は、カレンダーを参照し、必ず第3希望まで記入する。その際、1つの訪問につき、第3希望までに6、10、11月以外を1つ以上入れる。記入がない場合は、要請の希望に添えないことがある。
- ・「備考」は、特記事項がある場合に記入する。なお、教科指導や若手の育成等「B 指導力向上訪問」を2つ以上希望する場合は、「第1希望」、「第2希望」等と必ず記入する。

④「学校訪問予定回数」の記入

- ・③を記入後、予定回数を算出し、回数を記入する。

4 園・学校は以下のものを令和7年4月4日(金)までに所管する市教育委員会に提出する。

- ・「令和7年度 学校等訪問要請計画表」の電子媒体

5 市教育委員会は以下のものを令和7年4月7日(月)までに教育事務所に提出する。

- ・各園・学校の「令和7年度 学校等訪問要請計画表」の電子媒体

〇〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

東濃教育事務所長 様

〇〇市教育委員会
教育長 〇〇 〇〇

指導主事派遣申請書(例)

下記のように、全校研究会を計画しましたので、関係職員の派遣をお願いいたします。

記

名 称 訪問の種類	全校研究会（校内研究会） A 推進訪問（B訪問の場合は、B 1～B 6を記す）	
主 催 者	〇〇市立〇〇学校 校長 〇〇 〇〇	
期 日	令和〇年 〇月 〇日（ 〇 ）	
会 場	〇〇市立〇〇学校	
学 校 の 教育目標	〇〇 〇〇	
研究主題	〇〇 〇〇	
日 程 及 び 内 容	開始時刻 〇〇時〇〇分	終了時刻 〇〇時〇〇分
	(例)	
	13:10～13:20	日程及び授業内容の説明、研究主任との懇談
	13:25～13:30	研修主事との懇談
	13:35～13:45	外国人児童生徒支援にかかわる懇談
	13:50～14:40	研究授業参観 〇年〇組 〇〇科 「〇〇〇〇〇〇〇」 授業者:〇〇 〇〇
	14:40～15:00	休 憩
	15:00～16:00	全校研究会
	16:00～16:20	指導・助言
備 考		

※B訪問については、B 1～6までの種類を加える。

別表①

○：計画訪問年度 ●：市指定園発表年度 ◎：計画訪問及び市指定園発表年度

市名	園名	R 7	R 8	R 9	市名	園名	R 7	R 8	R 9
多治見市	養正小学校附属幼稚園		○	◎	恵那市	大井こども園			○
	昭和小学校附属幼稚園		○			おさしま二葉こども園		○	
	明和幼稚園	○				やまびここども園	○		
	笠原小学校附属幼稚園	○	こども園へ	こども園へ		東野こども園			○
	精華小学校附属愛児幼稚園		○			みさとこども園		○	
土岐市	土岐津小学校附属幼稚園		○			武並こども園			○
	駄知小学校附属幼稚園	○	こども園へ	こども園へ		中野方こども園	○		
	泉小学校附属幼稚園	○	●	○		飯地こども園	○		
	泉西小学校附属幼稚園		○			山岡こども園		○	
	濃南こども園		○			明智こども園			○
	西部こども園			○		串原こども園	○		
	泉こども園			○		上矢作こども園			○
瑞浪市	瑞浪こども園	○		○	城ヶ丘こども園	○			
	稲津こども園	○		○	岩村こども園		○		
	桔梗こども園	○		○	中津川市	中津川幼稚園	◎		○
	陶こども園		○			坂本こども園	○		○
	竜吟こども園		○			落合神坂こども園	○		○
	日吉こども園	○		○		山口こども園		○	
	みどりこども園		○			阿木こども園	○		○
	一色こども園		○			やさかこども園		○	
				加子母こども園			○		
				蛭川こども園			○		

別表②

区分	指定名称	指定年度	指定市・学校名	発表、公表会日
文科	人権教育総合推進地域事業	R7～R9	多治見市立笠原中学校区	——
県	指導と評価の一体化による学習評価の充実・促進事業	R5～R7	中津川市立南小学校	——
	NEW! G I F U ウェブラーニング(教科学習新システム) 活用推進事業 教育データ利活用推進校	R6～R7	土岐市立泉小学校	——
	岐阜県道徳教育振興会議「実践協力校」	R7～R8	中津川市立第一中学校	——
	清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業	R6～R8	管内 1 2 学級	——
	幼児教育の理解・発展推進事業(中央協議会)	R 7	土岐市	——
	いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー事業	R 7	瑞浪市立瑞浪北中学校 恵那市立恵那西中学校 中津川市立坂下中学校	——
	英語教育推進事業	R 7	多治見市立笠原小学校	——
	食のプロフェッショナル・味覚の授業	R 7	多治見市立共栄小学校 多治見市立南姫小学校	——
	いのちの授業	R 7	多治見市立北陵中学校 土岐市立土岐津中学校	——
	幼児運動遊び指導者講習会	R 7	多治見市立北栄小学校	10 月 24 日(金)

市	多治見市	R 7	多治見市立滝呂小学校	10 月 30 日(木)
		R 7	多治見市立南姫小学校	11 月 26 日(水)
		R 7	多治見市立陶都中学校	9 月 25 日(木)
	土岐市	R 7	土岐市立泉小学校	11 月 12 日(水)
		R 7	土岐市立泉西小学校	
		R 7	土岐市立泉中学校	11 月 11 日(火)
	瑞浪市	R 7	——	——
	恵那市	R 7	恵那市立武並小学校	11 月 28 日(金)
		R 7	恵那市立山岡小学校	11 月 21 日(金)
		R 7	恵那市立山岡中学校	10 月 24 日(金)
	中津川市	R 7	中津川市立南小学校	11 月 18 日(火)
		R 7	中津川市立付知南小学校	11 月 28 日(金)
		R 7	中津川市立蛭川中学校	11 月 14 日(金)
東教推 関係	東教推研究推進校－学級経営－(中学校)	R5～R7	恵那市立恵那東中学校	12 月 4 日(木)
	東教推研究推進校－学級経営－(中学校)	R6～R8	中津川市立坂本中学校	R 8
	東教推研究推進校－学級経営－(小学校)	R7～R9	瑞浪市立土岐小学校	R 9
	研究発表会・実践交流会(小学校)	R5～R7	中津川市立南小学校	11 月 18 日(火)
	研究発表会・実践交流会(中学校)	R5～R7	土岐市立泉中学校	11 月 11 日(火)
	次年度研究発表会・実践交流会(小学校)	R6～R8	瑞浪市立瑞浪小学校	R 8
	東濃地区公立幼稚園・こども園教育研究会	R 7	中津川市立中津川幼稚園	11 月 26 日(水)
	東濃地区へき地・複式教育研究大会	R 7	恵那市立串原小・中学校	10 月 30 日(木)
	東濃地区図工・美術教育研究協議会	R 7	恵那文化センター	12 月 19 日(金)
団体等	人権推進校	R 7	瑞浪市立明世小学校 恵那市立大井小学校	——

要項①

令和7年度 指導力向上訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 目的

東濃教育事務所「令和7年度 各教科等の訪問指導の重点」を踏まえ、該当する各教科等の当面する課題に対して指導・助言を行い、実践的指導力の向上を図る。特に、教師の指導力や特定の教科・領域等の指導力を向上させる目的で実施する。

	対象教科・領域
(1) 教科指導力向上支援※ ¹	小学校：(「特別の教科 道徳」を含む) ※ ² 中学校：(「特別の教科 道徳」を含む) ※ ²
(2) 領域指導力向上支援※ ¹	小学校：特別活動※ ³ 、総合的な学習の時間 外国語活動 中学校：特別活動※ ³ 、総合的な学習の時間
(3) 特別支援教育向上支援※ ^{1・4}	小・中学校：特になし
(4) 若手教員等の指導力向上支援※ ^{1・5}	小・中学校：各教科・領域
(5) 講師の指導力向上支援※ ¹	小・中学校：各教科・領域
(6) ICT指導力向上支援※ ¹	小・中学校：各教科・領域

※¹：免許外の教員が授業を行う場合も、全ての訪問を要請することができる。

※²：「特別の教科 道徳」は、「教科」として分類する。

※³：学級活動のみを対象とする。

※⁴：特別支援学級や通級指導教室が新設された学校、特別支援学級や通級指導教室を初めて担当する教員がいる学校は、積極的に活用する。通常の学級における活用も可能である。

※⁵：「若手教員等…」は、採用2年目から9年目までの教員を対象とする。

2 訪問者

- ・東濃教育事務所教育支援課担当指導主事

3 訪問回数

- ・「推進訪問」、「指定校等訪問」とは別に、「指導力向上訪問」(1)～(6)を組み合わせることで、複数回要請することが可能である。

4 訪問内容及び日程

- ・午後からの半日を原則とする。
- ・学校からの要望に応じて、担当指導主事との相談の上、決定する。

※各校の要請内容に応じて、学習指導案を略案とすることも可とする。また、**授業研究会を行わず、公開授業＋授業者との懇談のみでも可とする。**

※教科・領域等は、目的に応じて設定する。(※全校研究教科・領域等と同一でなくてもよい。)

5 訪問日の決定

- ・東濃教育事務所教育支援課担当指導主事の稼働状況により、希望に添えない場合がある。(同一校が複数回の指導力向上訪問を希望した場合、学校から優先順位を聴取する。要請が集中する教科・領域等があった場合は、教科・領域等の変更をお願いする場合もある。)
- ・各学校から提出された要請計画表に基づき、東濃教育事務所教育支援課と各市教育局との協議により年度当初に訪問日を決定し、各学校へ通知する。
- ・年度途中における新たな要請にもできる限り対応する。その場合は、所管する市教育局を通じて東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

6 その他

- ・校内の主題研究の他に、個人的に校内の研究を深めたい教員の要請にも対応する。
- ・派遣申請書に係る手続きは、別途「訪問に係る提出文書・提出先等」を参照する。
- ・学習指導案等に関わる手続きは、学校等訪問要項「3 留意事項等」を参照する。

要項②

令和7年度 道德教育推進事業《第15期（令和5～7年度）の3／3年次》

道德教育計画訪問実施要項

東濃教育事務所

1 道德教育計画訪問の趣旨

- 義務教育9年間の成長の見通しをもって、それぞれの時期にふさわしい指導の目標を明確にしていくことができるよう、中学校区を対象とした道德教育計画訪問を実施する。同一中学校区の教員が、児童生徒や学校、地域の実態について意見交換をして、それらを踏まえた重点指導内容や育成したい資質・能力について共通理解を図ることにより、9年間を見通した意図的・計画的・発展的な道德教育の推進を図る。

2 道德教育計画訪問の重点

◎道德教育の目標・重点内容及び育てたい資質・能力を中学校区で共有し、9年間を通して、「道德科」を要とした道德教育の充実を図る。

【重視したい具体】

- ① 「道德科」の授業の充実
- ② 道德教育の目標・重点内容項目及び育てたい資質・能力を中学校区で共有
- ③ 9年間を通して、児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえた意図的・計画的・発展的な道德教育の推進
- ④ 生命を尊重し、夢や希望を育み、自己有用感を高めることで、心の教育の充実を図り、「ぎふ いのちの教育」との関連を明らかにした道德教育を推進すること

3 訪問の方法

【学校】

- 1中学校区において、3か年で1回の訪問を行う。

【市教育委員会】

- 第1回市教育委員会訪問において、市教育委員会が道德教育の方針と重点および施策状況について説明する。
- 計画訪問の際に、市の道德教育に係る方針と重点を再確認する。

4 訪問の内容

（1）全教育活動を通じた道德教育の充実を図る道德推進教師との懇談

- ☐ 推進体制の確認：校長の方針を踏まえた**道德教育推進教師のリーダーシップと全教師による組織的な推進体制**
- ☐ 道德教育全体計画の確認
- ☐ 年間指導計画（別葉含む）の確認：道德科と他の教育活動との関連が分かるもの
- ☐ 「1家庭1ボランティア運動」の活用、啓発
- ☐ 校区の重点とする内容項目、道德教育の推進状況等

（2）9年間を見通した道德教育についての協議会の実施

- ☐ 中学校区や各学校における道德教育の在り方
- ☐ 「生命尊重」「夢や希望」「自己有用感」に関する取組

（3）特別授業公開の実施

- ☐ 校区の重点とする内容項目についての特別授業
- ☐ 主題構成表の作成の視点
- ☐ 道德科の指導（発問、指導過程、指導方法の工夫など）
- ☐ 「指導と評価の一体化」に係る道德科の評価

（4）市教育委員会

- ☐ 市教育委員会の道德教育推進施策の充実（3年間の推進計画）について
・道德教育推進施策の具現状況について、中学校区の実践と結びつけて説明する。

5 事前提出物（当日用意する資料はありません。）

【学校】

以下の①～③（会場校以外は①と②）を市教育委員会へ**3部提出**する。

授業会場校	その他の学校
① 道徳教育全体計画 ② 各学年（特別支援学級を含む）の年間指導計画（別葉を含む） ③ 特別公開授業における学習指導案等（道徳計画訪問の日程、協議会のテーマ、主題構成表、本時の展開、他の教育活動との関連）	① 道徳教育全体計画 ② 各学年（特別支援学級を含む）の年間指導計画（別葉を含む） ※「別葉」とは、道徳教育全体計画に書ききれない内容について、各教科等における道徳教育に関わる指導内容や指導時期、道徳教育の推進体制や家庭と地域社会等との連携のための活動等が分かるもの

【市教育委員会】

④ 道徳教育推進計画

- ※ 当該中学校区の会場校とその他の学校は、お互いに上記表の資料を事前に送付し合い、内容を確認しておくこと。
- ※ 市教育委員会担当者は、①～④を取りまとめて、1週間前までに東濃教育事務所へ**2部提出**する。
- ※ 特別公開授業にて使用する教科書教材は、著作権の関係上**複写しない**。

6 訪問の日程

- 訪問日は、市教育委員会と協議の上、調整して決定する。（実施月は原則実施計画のとおりとする。）
- 訪問の日程は、午前または、午後の半日を基本とする。
- 訪問の内容

	内 容	目安時間	使用する資料	参加者
ア	9年間を見通した道徳教育についての協議会	30分	事前提出物①②③④	当該中学校区各校の管理職1名、教務主任、道徳教育推進教師 市教育委員会主事 教育事務所主事
イ	特別公開授業（道徳科）と授業研究会	授業 45～50分 授業研究会 50分	事前提出物③	当該中学校区各校の管理職、教務主任、道徳教育推進教師、教員等 市教育委員会主事 教育事務所主事
ウ	中学校区の道徳教育推進教師等との懇談	30分	事前提出物①②④	当該中学校区各校の道徳教育推進教師 市教育委員会主事 教育事務所主事
エ	教育事務所の指導助言	15分		

- 市教委と中学校区各学校で相談して、ア～エの内容について日程を組む。
 - ※ 協議会、「道徳科」の特別公開授業、授業研究会及び懇談会に、市教育委員会関係者、教育事務所指導主事が参加する。
 - ※ 特別公開授業（一般公開授業）及び協議会は地域・保護者への公開も可とする。

7 協議会のもち方について

- 協議会のテーマは「生命尊重」「夢や希望」「自己有用感」のいずれかに関する各学校の取組についての協議を必ず行う。（校区テーマは各校共通）
- 協議会のテーマについては、提出資料③に日程とともに明記する。
- 協議会では、提出資料①②を活用し、取組実践を発表するようにする。（新たに作成しない。）
- 道徳教育推進教師は、事前提出物①②を用いて、「ぎふ いのちの教育」に関わった自校の道徳教育について発表できるようにしておく。また、前年度までの（時期によっては今年度の）「1家庭1ボランティア運動」の取組についてまとめておく。

○協議会の流れ（例）

内 容	
1 協議（20分） 【司会：教育事務所指導主事 発表：道徳教育推進教師 協議：協議会の参加者全員】 ○各校の目標と重点、「生命尊重」「夢や希望」「自己有用感」のいずれかに関する取組について9年間を見通した道徳教育についての交流 ・道徳教育全体計画及び、年間指導計画等をもとにして、各校の道徳教育の目標や重点項目に関する取組状況とともに、校区のテーマに係る取組について発表する【道徳教育推進教師】 ・その後、発表内容について、協議を行う。【協議会参加者】 ○ICT利活用や指導と評価の一体化に係る道徳科の授業についてもテーマに入れ込んで協議することも可能	
協議テーマ（例）	協議内 容
・「生命尊重」の取組についての目標、目指す児童生徒の姿や指導内容の明確化について ・「ぎふ いのちの教育」について	・道徳教育の全体計画、年間指導計画を用いて、各校の「生命尊重」についての目標や目指す児童生徒の姿及び取組内容を交流し、各校が9年間を見通した各発達段階を踏まえた系統的な計画になるよう検討し、必要に応じて修正する。 ・「ぎふ いのちの教育」リーフレット（東濃教育事務所作成）を活用した各校の取組について交流し、「生命尊重」の指導内容について協議を行う。また、各校の取組の中で、自校に活かすことのできる内容について協議するとともに、提案された内容について必要に応じて修正を図る。
・教育活動全体で進める「夢や希望」に関わる取組について	・道徳教育の全体計画、別葉を用いて、校区の連携、家庭や地域との連携、全教育活動を通して行う「夢や希望」に関わる道徳教育の取組状況を交流し、さらに連携して行うことのできる活動について検討したり、今ある活動の意味やねらいについて修正したりする。
・中学校区の道徳教育に関わる児童生徒の実態から、「自己有用感」を高めるための取組について ・地域ぐるみで育む自己有用感について	・児童生徒の実態を調査により明らかにし、道徳教育の全体計画を用いて「自己有用感」を高めるための取組の有効性について協議する。中学校区全体で取組のよさを共有し、自校に活かすことのできる内容について協議するとともに、指導の共通項を見出す。 ・家庭や地域を意図的・計画的に巻き込んだ取組による児童生徒の「自己有用感」の変容や、家庭・地域の反応等、各校の取組内容と成果・課題の交流をすることで、中学校区としての方向性を協議する。（「1家庭1ボランティア運動」の取組活用など）
2 まとめ（10分）※指導については、授業研究会の後にまとめて行う。 ① 市教育委員会から道徳教育における市の方針と重点再確認 ②教育事務所から協議のまとめ	

○道徳教育推進教師との懇談会の流れ（例）

時間	内 容								
00	【司会：会場校 道徳教育推進教師】 ○各校の道徳教育の交流 ・道徳教育推進教師は、自校の取組について、工夫している点や困っている点などを交流する。他校の取組を参考にして、自校の取組に取り入れたり、改善したりすることができるようにする。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>テーマ例</th><th>懇 談 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・道徳教育の推進体制、進捗状況、指導計画について</td><td>・道徳教育全体計画に位置付けている推進体制、重点目標、地域との連携をもとに、各校の取組状況について交流する。</td></tr> <tr> <td>・「考え、議論する道徳」の実現に向けた特色ある取組について ・「道徳科」の指導の充実について</td><td>・自校の「特別の教科 道徳」の特色ある授業の実践について交流する。 ・特別公開授業や研究会の内容をふまえ、今後取り組んでいきたい授業改善について交流する。</td></tr> <tr> <td>・他の教育活動（地域との連携を含む）と意図的・効果的に関連させた取組について</td><td>・年間指導計画や別葉を用いて、自校の重点項目の配置意図や他の教育活動との関連において、特色ある活動や取組について交流する。 ・「いのちの教育」の要としての道徳科となるよう、他の教育活動との関連について検討する。 ・「1家庭1ボランティア運動」の取組及び活用状況など</td></tr> </tbody> </table>	テーマ例	懇 談 内 容	・道徳教育の推進体制、進捗状況、指導計画について	・道徳教育全体計画に位置付けている推進体制、重点目標、地域との連携をもとに、各校の取組状況について交流する。	・「考え、議論する道徳」の実現に向けた特色ある取組について ・「道徳科」の指導の充実について	・自校の「特別の教科 道徳」の特色ある授業の実践について交流する。 ・特別公開授業や研究会の内容をふまえ、今後取り組んでいきたい授業改善について交流する。	・他の教育活動（地域との連携を含む）と意図的・効果的に関連させた取組について	・年間指導計画や別葉を用いて、自校の重点項目の配置意図や他の教育活動との関連において、特色ある活動や取組について交流する。 ・「いのちの教育」の要としての道徳科となるよう、他の教育活動との関連について検討する。 ・「1家庭1ボランティア運動」の取組及び活用状況など
テーマ例	懇 談 内 容								
・道徳教育の推進体制、進捗状況、指導計画について	・道徳教育全体計画に位置付けている推進体制、重点目標、地域との連携をもとに、各校の取組状況について交流する。								
・「考え、議論する道徳」の実現に向けた特色ある取組について ・「道徳科」の指導の充実について	・自校の「特別の教科 道徳」の特色ある授業の実践について交流する。 ・特別公開授業や研究会の内容をふまえ、今後取り組んでいきたい授業改善について交流する。								
・他の教育活動（地域との連携を含む）と意図的・効果的に関連させた取組について	・年間指導計画や別葉を用いて、自校の重点項目の配置意図や他の教育活動との関連において、特色ある活動や取組について交流する。 ・「いのちの教育」の要としての道徳科となるよう、他の教育活動との関連について検討する。 ・「1家庭1ボランティア運動」の取組及び活用状況など								
30									

8 会場校の決定について

- (1) 会場校及び実施日については、市教育委員会及び中学校区の管理職が相談の上、学校等訪問要請計画表に記載して市教育委員会を通して東濃教育事務所へ提出する。

道徳教育計画訪問実施計画

市	校 区		第 1 5 期（3 / 3 年次）		
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
多治見市	陶 都	共栄小・精華小・陶都中	6 月		
	多治見	滝呂小・養正小・多治見中		1 月	
	平 和	昭和小・池田小・平和中			●(5月)
	小 泉	小泉小・小泉中	1 0 月		
	南ヶ丘	脇之島小・市之倉小・南ヶ丘中		1 0 月	
	北 陵	北栄小・北陵中			●(9月)
	南 姫	南姫小・根本小・南姫中	1 月		
	笠 原	笠原小・笠原中		7 月	
土岐市	土岐津	土岐津小・土岐津中			●(9月)
	西 陵	下石小・妻木小・西陵中	1 2 月		
	濃 南	濃南小・濃南中		1 1 月	
	駄 知	駄知小・駄知中			●(6月)
	肥 田	肥田小・肥田中	5 月		
	泉	泉西小・泉小・泉中		9 月	
瑞浪市	瑞 浪	瑞浪小・瑞浪中			●(6月)
	瑞浪北	土岐小・明世小・日吉小・釜戸小・瑞浪北中	9 月		
	瑞浪南	陶小・稲津小・瑞浪南中		1 2 月	
恵那市	恵那西	三郷小・長島小・武並小・恵那西中			●(9月)
	恵那東	大井二小・大井小・東野小・恵那東中	9 月		
	恵那北	中野方・恵那北小・飯地小・恵那北中		5 月	
	岩 村	岩邑小・岩邑中			●(10月)
	山 岡	山岡小・山岡中	7 月		
	明 智	明智小・明智中		1 月	
	串 原	串原小・串原中	5 月		
	上矢作	上矢作小・上矢作中			●(12月)
中津川市	第 一	西小・東小・第一中		6 月	
	第 二	南小・第二中	1 2 月		
	苗 木	苗木小・苗木中			●(10月)
	坂 本	坂本小・坂本中		1 月	
	落 合	落合小・落合中			●(12月)
	阿 木	阿木小・阿木中		9 月	
	神 坂	神坂小・神坂中			●(5月)
	坂 下	坂下小・山口小・川上小・坂下中	1 0 月		
	加子母	加子母小・加子母中		1 2 月	
	付 知	付知南小・付知北小・付知中	1 月		
	福 岡	福岡小・福岡中			●(7月)
	蛭 川	蛭川小・蛭川中	6 月		

※実施月は、原則上記の通りとする。やむを得ない事情のある場合は、学校と市教育委員会との相談の上変更することも可とする。

要項③

令和7年度 市教育委員会訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 種類

- (1) 計画訪問
- (2) 関係事業訪問

2 計画訪問について

(1) 目的

第1回：令和7年度各市教育委員会「学校教育の方針と重点」、「事業計画」、「市教育委員会や園・学校の課題と具体的な指導内容」等について懇談し、市教育委員会と東濃教育事務所との共通理解を深め、令和7年度の訪問指導の目的を明確にする。

第2回：令和7年度各市教育委員会「学校教育の方針と重点」の園・学校における具現状況等について情報交流し、今後の指導の方向を明確にする。

第3回：令和8年度岐阜県教育委員会の取組等について説明し、各市教育委員会「学校教育の方針と重点」の策定に資する。

- ・ただし、第2回の実施の有無、第3回の時期や内容については、各市教育委員会の意向に沿うこととし、事務所の把握した園・学校の成果と課題等を踏まえ、各市の教育施策のよりよい具現に資する協議を行うよう留意する。

(2) 日時、会場及び参加者

	日時	会場	参加者
第1回	4月中旬	各市教育委員会が指定する会場	市教育委員会事務局職員
第2回	12月中旬		
第3回	2月中旬		

(3) 訪問者

- ・東濃教育事務所教育支援課担当指導主事

(4) 会の進行

- ・各市教育委員会の計画により会を進行する。

3 関係事業訪問について

(1) 目的

- ・各市教育委員会が主催する行事等の関係事業*に訪問し、それに係る内容について指導・助言を行うことで学校教育の一層の充実を図る。

(※関係事業：各市が開催する研修会等の事業)

(2) 訪問者

- ・東濃教育事務所教育支援課担当指導主事

(3) 訪問日の決定

- ・東濃教育事務所教育支援課と各市教育委員会との協議により年度当初に決定する。
- ・年度途中における新たな要請にもできる限り対応する。その場合は、東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

(4) その他

- ・派遣申請書等の提出に係る手続きは、推進訪問等の手続きに準じる。
- ・旅費は、東濃教育事務所が負担する。

令和7年度 相談・研修等訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 目的

(1) いじめ・不登校等対策

いじめ・不登校等の未然防止に万全を期した生徒指導体制、教育相談体制の充実を図ることができるよう、生徒指導主事及び教育相談担当をはじめとする職員への指導・助言を行う。

(2) 特別支援教育

校内における特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を整え、具体的な指導が充実するよう、実態把握及び指導・助言を行う。

(3) 外国人児童生徒支援

日本語指導の必要な外国人児童生徒が在籍する学校について、初期指導や日本語指導の充実に向け、相談や研修を行う。

(4) 研修支援

校内研修の充実を図ることができるよう指導・助言を行う。

※例：NEW!GIFU ウェブラーニング活用研修、特別活動、健康教育相談など

2 訪問者

- ・各訪問に係る担当指導主事
(必要に応じて複数で訪問することもある)

3 回数

- ・学校の要請にできる限り対応する。
- ・同一校へ複数回訪問することも可とする。
- ・早急な対応が必要な場合に随時訪問することも可とする。

4 内容

- ・校内研修会、ケース検討会議等、学校からの要望に応じて、担当指導主事との相談の上、決定する。

5 期日の決定

- ・各学校から提出された要請計画表に基づき、東濃教育事務所教育支援課と各市教育局との協議により年度当初に決定し、各学校へ通知する。ただし、早急な対応が必要な場合には、この限りではない。
- ・年度途中における新たな要請にもできる限り対応する。その場合は、所管する市教育局を通じて東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

6 その他

- ・派遣申請書や学習指導案等の提出に係る手続きは、学校等訪問要項の手続きを参照する。ただし、早急な対応が必要な場合には、この限りではない。

令和7年度 外国人児童生徒支援訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 目的

外国人児童生徒教育については、日本語指導が必要な児童生徒の集住化と散在化が同時に進行するとともに、児童生徒の生活・学習背景も多様化してきている。そうした中、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、適切な適応指導や日本語指導の実施が求められている。今後もさらに増加が見込まれる外国人児童生徒について、各学校における適応指導や日本語指導の困り感に対し助言するとともに、日本語指導が充実するよう児童生徒向け教材の活用方法等について周知する。

2 対象校及び回数

- 令和7年5月1日現在、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校を対象に、教育支援課が行う推進訪問と併せて年1回実施する。

3 訪問者

- 東濃教育事務所教育支援課各教科担当主事（推進訪問と併せて実施するため、推進訪問の担当教科主事）

※ただし、日本語指導の加配教員（常勤及び非常勤）が配置されている学校においては、外国人児童生徒担当主事が同行する場合もある。

4 内容

- 外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談及び教育事務所からの指導助言（5分から15分程度、日本語指導の状況に応じて学校が時間設定する。）

□事前に提出する面談シートに基づき、以下のことについて懇談する。

【困っていること等のない学校】（5分程度）

①日本語指導が必要な児童生徒の様子や指導の状況についての確認

②個別の指導計画の確認

③取り出し指導を行う場合の「特別の教育課程編成・実施計画」の確認

※面談シートの内容に基づいて、①②以外について話題にすることもある。

【困っていること等のある学校】（15分を目途に）

①②③に加え、

④困っていること等に対する指導助言

5 事前提出物

- 外国人児童生徒支援訪問 面談シート
訪問校は、**訪問の1週間前**までに市教育委員会を通じて**東濃教育事務所外国人児童生徒担当者**へ電子データで提出する。

6 訪問に関わる資料

- 訪問校は、当日に以下の資料を準備する。
 - (1) 特別の教育課程編成・実施計画（「特別の教育課程」実施校のみ）
 - (2) 個別の指導計画等、日本語指導が必要な児童生徒の実態が分かるもの（当該児童生徒のプリントやノート等）

7 その他

- 可能な限り、市教育委員会担当者等も同行することが望ましい。
- 希望がある場合は、本訪問とは別に、「相談・研修等訪問」として、「外国人児童生徒支援」に係る訪問を要請することができる。（要項④「令和7年度 相談・研修等訪問 実施要項」参照）
- 面談シートについては、個人情報を含むため、取扱いに留意する。

令和7年度 外国人児童生徒支援訪問 面談シート

記入例

訪問日	令和7年 月 日 ()	記入者	
学校名	市立 学校	学校担当者	

(1) 外国人児童生徒の在籍状況

① 外国人児童生徒数	名
② ①のうち日本語指導が必要な児童生徒数	名
③ 日本国籍であるが、日本語指導が必要な児童生徒数	名

(2) 日本語指導者・外国人児童生徒適応指導員の指導状況

	指導者・支援員名	県費・市費	実施教科名	指導形態
1	〇〇 〇〇	県費・市費	算数	取り出し・入り込み
2	●● ●●	県費 市費	国語	取り出し・入り込み
3		県費・市費		取り出し・入り込み

(3) 日本語指導が必要な児童生徒の氏名、学年、母語、指導形態

児童生徒名			日本語 レベル	取り出し指導		入り込み指導	
学年	氏名	母語		週あたり時数	指導者	週あたり時数	指導者
3	□□ □□	タガログ語	3	時間/週	1	2時間/週	2
2	△△ △△	中国語	1	4時間/週	1	3時間/週	2
				時間/週		時間/週	
				時間/週		時間/週	
				時間/週		時間/週	
				時間/週		時間/週	

※JSL評価参照枠の1～6のステージで記入します。

※(2)の指導者の番号を入れます。

(4) 特別の教育課程編成・実施計画、個別の指導計画作成状況

特別の教育課程編成・実施計画	○
個別の指導計画	○

※必要に応じて枠を追加してください。

(5) 校内での連携

① 日本語指導で用いた教材（学習プリント等）の保管（ファイル作成等）	○
② 日本語指導担当者と児童生徒所属学級担任との打合せ（情報交流）	○
③ 学年会等における、校内での定期的な情報交流	○
④ 管理職を交えた情報交流や必要な支援についての交流	○
⑤ 職員打合せ等における職員への情報発信	○

(6) 相談したいこと

※具体的に記入してください。

令和7年度 「【オール東濃】授業交流推進プラン」実施要項

1 ねらい

- ・東濃管内の各小・中学校が、学校や市の枠組みを超えた相互授業参観を可能にすることで、教師の指導力向上と継続的な授業改善の推進を図る。

2 概要

- ・東濃管内の各市立小・中学校から提供された公開授業の情報を一覧に集約し、東濃教育事務所のホームページにて公開する。
- ・ホームページの公開授業情報をもとに、授業参観を希望する学校の校長が授業を公開する学校の校長の了解を得て、職員を公開授業や授業研究会に派遣する。

3 実施主体

- ・東濃管内各市教育委員会了承のもと、教育支援課学校教育係が実務を担当する。

4 参加校

- ・参加を希望する東濃管内の各市立小・中学校

5 運営方法

(1) 各学校が、公開授業に関する情報を記入した「公開授業登録シート(Excelファイル)」を、電子メールにて、東濃教育事務所に提出する。

- ・送付先：東濃教育事務所 教育支援課 学校教育係 学校訪問担当指導主事
 - ・公開授業に関する情報：学校名、公開日時、教科・領域等名、公開学年、授業者名等
 - ・公開種別：全校研究会、グループ研究会、学年別研究部会、市教研、研修校の中間発表会等
 - ・「公開授業登録シート」は、公開授業に関する情報が判明次第、提出する。ただし、一部情報が未記入のまま提出することも可とする。その場合は、情報が判明次第、再提出する。
 - ・各学校は、他校からの参観受入が可能な公開授業のみ登録する。
 - ・「公開授業登録シート」の送付は、受入が可能な公開授業がある学校のみが行う。
(参観受入が可能な公開授業がない学校は「公開授業登録シート」の送付は不要)
- ※学校間の相互協力の観点から、より多くの公開授業登録が望まれる。

(2) 東濃教育事務所は、管内の公開授業情報を集約し、市教委を通して各学校へ案内及び随時ホームページにて公開する。

- ・公開情報について、定期的に市教委を通して各学校へ案内する。8月以降は更新がある場合に案内する。
- ・各学校からの情報提供を速やかにホームページに反映する。

(3) 公開授業参観を希望する場合は、学校間で調整する。

- ・参観希望校の校長から公開授業校の校長に連絡を取り、授業参観等の許可を得る。

令和 7 年度 研修調整会

東濃教育事務所

1 研修調整会の実施方法について

(1) 開催日等について

- ・年間計画に基づいて実施する。
- ・開始時刻は、午後 2 時を原則(変更の場合は、事前に連絡)とする。

(2) 会場について

- ・恵那総合庁舎 5 A 会議室（大会議室）を原則(変更の場合は、事前に連絡)とする。

(3) 進行について

- ・会の司会進行は、教育支援課学校教育係担当指導主事が行う。

2 訪問期日の決定について

(1) 訪問計画作成者と調整方法について

訪問計画は、教育支援課学校教育係担当指導主事が作成する。作成された訪問計画について、下記のとおり調整する。

- ① 第 1 回研修調整会において、4・5 月分の訪問計画を調整する。
- ② 第 2 回研修調整会において、6 月以降分の訪問計画を調整する。
- ③ 第 3 回研修調整会以降は、必要に応じて訪問計画の調整や確認を行う。

(2) 訪問計画作成に係る留意事項について

- ① 以下の訪問は、優先的に位置付ける。

○文部科学省、県教育委員会の指定校等の発表会・公表会

○東教推指定校等の発表会・公表会

- ・研修校…研究発表会・実践交流会会場校

(中津川市立南小学校・土岐市立泉中学校)

- ・指定校…学級経営研究推進校

- ・研究助成団体・登録団体会場校

○市指定校発表会

○県教科研等の会場校の発表会

○市教育研究会（算数・数学は校種ごとに年間 1 回とし、他教科は可能な限り訪問）

- ・教科研究部会の研究会

※市教研事務局は、市教育研究会総会後、訪問要請一覧を教育事務所担当者へ提出する。

※市教育研究会開催日は、指導主事の訪問体制をできるだけ整える。

※旅費は申請者負担とする。

- ② 下記に関する各学校等の訪問希望日を調査し、訪問計画に位置付ける。

○推進訪問（小・中学校）

○指導力向上訪問（教科指導力向上支援、領域指導力向上支援、特別支援教育向上支援、若手教員等の指導力向上支援、講師の指導力向上支援、ICT 指導力向上支援）

○計画訪問（幼稚園・認定こども園、道徳教育）

○指定校等訪問（文部科学省指定校、県教育委員会指定校、市教育委員会指定校、

東教推研修校、東教推研究推進校、東教推研究助成団体・登録団体会場校、県教科研等会場校)

○市教育委員会訪問

○相談・研修等訪問（いじめ・不登校等対策、特別支援教育、外国人児童生徒支援、研修支援等）

- ③ ①②を経て作成された訪問計画について、第1回及び第2回研修調整会で確認し、最終調整を行う。

3 訪問に関する留意点について

（1）文部科学省指定校、県教育委員会指定校への訪問について

- ① 原則として、4月中に、訪問希望日や内容等について相談し、訪問を実施する。
- ② 該当市教育委員会は、東濃教育事務所の指示により、指定校の訪問希望日や内容等を担当指導主事に報告する。
- ③ 義務教育課等が訪問する場合は別途連絡する。

（2）市教育委員会指定校への訪問について

- ① 訪問者は、研究主題や研究内容に応じ、担当指導主事を充てる。
 - 市教育委員会担当者が同行することを原則とする。
 - 発表会は、担当指導主事1名の派遣（挨拶なし）を原則とする。
- ② 発表会講評は、該当市教育委員会が担当する。

（3）訪問日程等について

- ① 「B 指導力向上訪問」については、訪問区分Ⅱを派遣申請書に明記する。訪問区分Ⅱの内容に応じて、公開授業での指導案は略案も可とし、授業研究会でなくても、授業者との懇談でも可とする。
- ② 全ての訪問において、半日を原則とする。ただし、幼稚園、こども園に訪問する場合及び道徳計画訪問については、その限りではない。
- ③ 外国人児童生徒支援訪問では、外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談等（必要に応じて5～15分程度）を位置付ける。
- ④ 指導力向上訪問、計画訪問、市教育委員会訪問、相談・研修等訪問、外国人児童生徒支援訪問において、詳細は要項を参照する。
 - 市教育委員会担当者は、上記の内容について、指導主事派遣申請書等を確認の上、東濃教育事務所へ送付する。

（4）その他

- ① 相談・研修等訪問の回数に制限はない。
- ② 年度途中における新たな要請については、東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

4 年間計画

回	日時	会場	主な内容
1	4月11日（金） 午後2時から ※予備日：4月9日（水）	恵那総合庁舎 大会議室	1 教育支援課長 挨拶 2 自己紹介 3 教育支援課事務分掌 4 学校等訪問要項等 5 4月・5月分の研修調整・市教研の動き 6 東教推研究発表会・実践交流会 7 実践記録、教材・教具の部（担当主事から） 8 情報交流
2	5月2日（金） 午後2時から	恵那総合庁舎 5 A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 6月以降分の研修調整 3 東教推研究発表会・実践交流会 4 実践記録、教材・教具の部（担当市から） 5 東教推「学級経営」研究推進校 6 東教推 教科指導員制度の運用 7 情報交流
3	6月 5日（木） 午後2時から	恵那総合庁舎 5 A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 7月以降分の研修調整 3 教科書センターの運営 4 教育課程研究協議会 5 東教推研究発表会・実践交流会 6 実践記録、教材・教具の部 7 東教推「学級経営」研究推進校 8 教育実践論文の募集 9 東教推 教科指導員制度の運用
4	8月29日（金） 午後2時から	恵那総合庁舎 5 A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 9月以降分の研修調整 3 教育課程研究協議会の成果と今後の方向 4 実践記録、教材・教具の部 5 東教推研究発表会・実践交流会 6 東教推「学級経営」研究推進校 7 東教推「学級経営実践講習会」
5	10月3日（金） 午後2時から	恵那総合庁舎 5 A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 10月以降分の研修調整 3 東教推研究発表会・実践交流会 4 東教推「学級経営」研究推進校
6	2月 6日（金） 午後2時から	恵那総合庁舎 5 A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 令和7年度東教推指定発表会の成果等 3 令和8年度東教推指定発表会

※第1回合同研修会（担当：多治見市）は、第1回研修調整会〔4月11日（金）〕後、第2回合同研修会（担当：多治見市）は、研修事業及び訪問事業等説明会〔2月19日（木）〕後に行う。
R7 多治見市→R8 中津川市→R9 恵那市→R10 瑞浪市→R11 土岐市